

社会福祉法人 楽生会

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を充分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日 5年間

2. 目標① : 年次有給休暇の取得促進

対 策 : 休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

: 年次有給休暇取得向上のため、計画年次有給休暇取得の促進
(有給休暇付与日数10日以上職員が7日以上取得することを目指す)

目標② : 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知・利用の促進を図る。

対 策 : 人材確保の点からも諸制度を周知し、育児・介護休業に入る
職員の不安を取り除き、復帰しやすい環境づくりを行う。

: 制度改正時には休業している職員へも周知する。

目標③ : 所定外労働時間を削減する。

対 策 : 所定外労働時間が発生する実態を分析する。

: 分析を基に業務内容や体制を見直し、改善策を話し合う。

: 属人的な業務（業務を特定の人が担当し、その人にしかやり方が分からない状況）を、マニュアルの作成などにより標準化する。